

7産技第459号
令和8年(2026年)3月12日

長野県高圧ガス団体協議会 会長 様

長野県産業労働部産業技術課長

充填又は受入れに係る可とう管の取替えについて(通知)

高圧ガス保安法の適用を受ける製造施設、液化石油ガス貯蔵所、高圧ガス貯蔵所又は消費施設における充填又は受入れに係る可とう管(直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限る。)の取替えについて、個別通達(高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて(20180323保局第13号平成30年3月30日))13(2)で許可及び届出の不要な工事に掲げられていますが、本県では、従前、軽微変更届を要するものとして運用してきたところです。

今般、保安の確保のための設備更新の円滑化及び事務負担の軽減を目的として、この運用を見直し、個別通達のとおり、許可及び届出の不要な工事として取扱うこととしました。

この運用は令和8年4月1日以降の取替えの工事から適用しますので、貴協議会の構成団体の皆様への周知にご配慮願います。

なお、この見直しは高圧ガス保安法に関するものであり、バルクローリーにおける充填又は受入れに係る可とう管の取替えについての液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律上の取扱いについては、従前のとおりです。

(問合せ先)

担 当 保安・伝統産業係
峯村、塩入、錦山

電 話 8-231-2972

E-mail sangi@pref.nagano.lg.jp